○財務省令第六十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十三条第六項及び第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等） **第四百六十七条**　課税部、課税第一部及び課税第二部に、次の表に掲げる課及び室を置く。 名称 / 部名 / 設置する課及び室名 ［略］ 広島国税局 / 課税第一部 / 課税総括課　個人課税課　資産課税課　資料調査課 課税第二部 / 法人課税課　消費税課　資料調査課　酒税課　鑑定官室 ［略］ ［２・３　略］ （個人課税課の所掌事務） **第四百六十九条**　個人課税課は、次に掲げる事務（他課及び統括国税実査官の所掌に属するもの並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～五　略］ （資産課税課の所掌事務） **第四百七十条**　資産課税課は、次に掲げる事務（課税総括課、資料調査第一課等及び資産評価官の所掌に属するもの並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、機動課及び国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～九　略］ ２　［略］ （法人課税課の所掌事務） **第四百七十二条**　法人課税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査第一課等の所掌に属するもの並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～八　略］ （消費税課の所掌事務） **第四百七十三条**　消費税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査第一課等の所掌に属するもの並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～八　略］ ２　［略］	（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等） **第四百六十七条**　課税部、課税第一部及び課税第二部に、次の表に掲げる課及び室を置く。 名称 / 部名 / 設置する課及び室名 ［同上］ 広島国税局 / 課税第一部 / 課税総括課　個人課税課　資産課税課　資料調査課　国税訟務官室 課税第二部 / 法人課税課　消費税課　資料調査課　酒税課　鑑定官室 ［同上］ ［２・３　同上］ （個人課税課の所掌事務） **第四百六十九条**　個人課税課は、次に掲げる事務（他課及び統括国税実査官の所掌に属するもの並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び広島国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～五　同上］ （資産課税課の所掌事務） **第四百七十条**　資産課税課は、次に掲げる事務（課税総括課、資料調査第一課等及び資産評価官の所掌に属するもの並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、機動課及び国税訟務官室並びに広島国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～九　同上］ ２　［同上］ （法人課税課の所掌事務） **第四百七十二条**　法人課税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査第一課等の所掌に属するもの並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び広島国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～八　同上］ （消費税課の所掌事務） **第四百七十三条**　消費税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査第一課等の所掌に属するもの並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び広島国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～八　同上］ ２　［同上］